

意見書（案）第44号

最後のセーフティーネットとなるよう生活保護制度の見直しを求める  
意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和6年12月20日

三鷹市議会議長 伊 藤 俊 明 様

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 三鷹市議会議員 | 石 井 れいこ |
| 賛成者 | 〃       | 野 村 羊 子 |
| 〃   | 〃       | 伊 沢 けい子 |



## 最後のセーフティーネットとなるよう生活保護制度の見直しを求める 意見書

現在、国民の暮らしは底なしの悪化を続け、失業率が急上昇し、企業倒産が3年連続で増加するなど、景気や経済、暮らしや雇用に対する打撃が深刻である。実際、生活保護を利用する人々の中で、生活苦が原因で自殺する人も増加しており、2022年には86人、2023年には118人に上っている。

厚生労働省によれば、2023年度、生活保護の申請件数は過去11年間で最多となり、速報値で25万5,079件に達し、2020年以降4年連続で増加している。この結果、生活保護を受ける世帯も急増し、地方自治体の財政負担も大きくなっている。

2020年、多摩地区の26市と西多摩郡の全ての福祉事務所でケースワーカー1人当たりの担当世帯数が国の基準を超えていた。現場からは、業務負担が増加し、生活保護受給者一人一人の悩みに寄り添う時間が十分に取れず、思うようにサポートできないとの声がある。ところが、多くの自治体は財政的な理由から人員を増やすことに消極的で、現場の負担は限界に達している。

また、全国市長会は継続的に、2023年度も「生活保護制度は憲法第25条に基づき、国家が責任を持つべきものであり、全額を国庫負担にすべきだ」と重点提言している。

さらに、日本弁護士連合会の調査によると、日本では生活保護を受けるためには、現金や預金の保有額が世帯の最低生活費の半月分に制限されている。このため、多くの人がほとんど財産を使い果たさなければ生活保護を受けることができないと思われる。一方、フランス、ドイツ、イギリス、韓国などでは、預貯金の保有限度額が異なり、より高い基準が設けられている。例えば、フランスでは預金に制限がなく、ドイツでは1年間に最大643万円を保有できる。これらと比較すると、日本の制度は非常に厳しく、一度生活保護を受けると経済的自立も困難になるケースが多い。

さらに、2021年のOECD発表の貧困率によれば、日本の相対的貧困率は15.4%で、先進国中最悪となっている。相対的貧困が生活に与える影響としては、子どもが習い事や塾に通えない、希望する進路を諦めなければならない、冠婚葬祭に参加できない、洗濯機やエアコンなど生活必需品を購入できないなど、様々な問題がある。

諸外国では物価高の対応として生活保護基準を大幅に引き上げていることから、今こそ日本も同様に、貧困率の半減に向け、全てを失う前に制度が利用できるような、入りやすく出やすい制度の見直しが必要である。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、生活保護行政が最後のセーフティーネットとして機能するよう下記の事項を強く求める。

## 記

- 1 国の生活保護負担金を4分の3から全額国庫負担とすること。
- 2 ケースワーカー1人当たりの担当世帯数を法定数とし、その数を郡部40世帯、都市部60世帯とすること。
- 3 ケースワーカーの資格を社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者を中心とし、社会福祉の専門知識を得るための研修を義務とすること。
- 4 夏季加算を創設すること。
- 5 生活保護申請時の現金や預金の保有額の基準を緩和すること。
- 6 物価高を踏まえ、保護基準を大幅に引き上げること。
- 7 保護のうち、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、生業扶助については、困窮一手前である最低生活費1.3倍未満の低所得層に単給できるようにすること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年12月20日

三鷹市議会議長 伊 藤 俊 明